

令和元年第3回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年7月5日（金）午後2時 玉名市民会館 第2会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	7番	下川 安	8番	船津 和利	9番	澤村 哲志
10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6番 縄田伊知郎

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一
推9	橘 一輝	推10	栗田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫
推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明
推17	中山 一久	推18	坂本 修	推19	平野 秀正		

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

0名

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主事	村上 寛子						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
第30号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第16号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第17号 許可不要転用届について
第18号 許可申請の取下げについて
第19号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻となりましたので始めます。

本日は、農業委員総数19名のうち、6番縄田委員から欠席の届けがあつておりますので、農業委員18名の御出席でございます。また、農地利用最適化推進委員19名、皆様御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第3回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） はい、改めまして、皆さんこんにちは。今年は干ばつに始まりまして、田植えも非常に菊池川右岸・左岸2日間ずつの間断灌水というような形で始まりまして。ちょうどそういう時期に、御当地にとりましては恵みの雨みたいないい調子でした。しかしながら、宮崎・鹿児島県あたりは、非常に甚大な被害を受けておるようでございます。農地も相当荒れてきているというような情報も伺っております。御当地は本当に恵まれた立地条件にあるなあと、つくづく感じた次第でございます。

先ほどある委員さんと話しましたがけれども、今日、午前中でやっと田植えが終わったというような話も聞いております。皆さん、お疲れでございますけれども、今日はまたいろいろ議案山積しておりますので、どうぞ御審議かたよろしくお願いいたします。

それでは、着席をもって進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） 議事に入ります前に、本日の議事録署名人、8番船津委員と9番澤村委員をお願いいたします。

本日の議案は、議第27号より議第30号までの53件と、報告第16号より第19号までの21件が提案されております。皆様、慎重なる御審議よろしくお願ひ申し上げます。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議第27号農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いいたします。

議第27号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、京都府舞鶴市と石貫の申請人で、石貫の田144㎡を従兄弟へ贈与するものです。

2番、繁根木と岱明町の申請人で、横島町横島の田1,004㎡外1筆、計1,595㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3番、岱明町の申請人で、岱明町大野下の田919㎡外1筆、計1,303㎡を労力不足と隣接地取得のために売買するものです。

2ページをお願いします。

4番、岱明町と玉名郡長洲町の申請人で、岱明町鍋の田1,175㎡外2筆、計2,467㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。報告第16号18番と関連しております。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の田2,758㎡を相手方の要望と耕作便利のため売買するものです。報告第19号1番と関連しております。

6番、天水町の申請人で、中坂門田の樹園地4,362㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町小天の畑392㎡を次の8番とお互いの利便性向上のため交換するものです。

8番、天水町の申請人で、天水町小天の樹園地92㎡を先の7番とお互いの利便性向上のため交換するものです。

3ページをお願いします。

9番、滑石と天水町の申請人で、滑石の田253㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上9件、合計13,366㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番より、順次委員の説明をお願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 9番の澤村です。番号1番の案件について説明いたします。

申請地の所在地は、玉名市石貫上小畑で、新幹線架橋のすぐ下の南側です。譲渡人の住んでいるところが遠方のため、日ごろ農地の管理は譲受人がしております。譲渡人と譲受人は従兄弟関係です。そのため、譲受人に贈与されるということです。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番お願いします。

○14番（高田優子君） 14番、高田です。2番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張と、耕作面積も十分達しておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいまの案件は、実際この住所が岱明町になっていますけども、実際の耕作場所は横島でございますので、今、代わって高田委員に説明をしていただきました。ありがとうございました。

それでは、3番、お願いいたします。

○推11番（小山久仁江君） はい、推進委員11番小山です。3番の案件について説明します。

譲渡人さんは会社にお勤めで労力不足ということです。譲受人さんは隣接地取得の下限面積も満たしており、問題なく許可相当と判断しました。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） 次は、4番お願いします。

○13番（小川信孝君） 13番、小川です。4番の案件について御説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望で、下限面積も満たしておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番お願いします。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。5番の案件につきまして御説明いたします。

先月の総会で譲受人の夫で許可されておりましたが、23ページの報告第19号でありますように、許可後の支払いや手続き等に不具合が生じたため、許可書返納がされました。今回は譲受人を同世帯の妻に改めて申請されており、内容は前回と同じで下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番お願いいたします。

- 推17番（中山一久君） 推進委員17番の中山です。6番の件で説明いたします。
使用貸人と使用借人は親子関係です。農業者年金受給のため使用権設定をするものです。許可相当と思います。審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
それでは、7番お願いいたします。

- 推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番、平野です。7番と8番の案件について説明します。

7番の畑392㎡と8番の92㎡をお互いの便利性向上のために交換するものです。7番の譲受人は下限面積を満たしていませんが、農地法の中で農業委員会の幹旋による農地の交換は認められているため、私と村端委員で幹旋調整を行いました。なお、譲渡人と譲受人は親戚であり、協議成立しておりますので、許可相当と判断いたします。以上です。

- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
それでは、9番お願いいたします。

- 19番（村端一弘君） 農業委員19番、村端です。9番の案件について説明します。
譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、譲受人は下限面積を満たしておりますので、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
委員の説明が終わりました。1番から9番まで、皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

- 議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。
議第27号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

- 議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。
異議がないものと認め、議第27号については、許可することに決定いたしました。

- 議長（永田知博君） 次に、議第28号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。4ページをお願いいたします。
議第28号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下

記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が築地の畑27㎡で、転用目的が共同住宅敷地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が伊倉北方の畑660㎡外1筆、計2,696㎡で、転用目的が太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上2件、合計2,723㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る7月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

引き続き、委員の説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。1番の案件について説明いたします。

去る5月7日の総会において許可を受けて着工しようとしたところ、既存の倉庫と建物のあいだの通路が狭く、通路拡幅のための申請です。

場所は、玉名バイパス北に200mぐらいのところ、以前にも説明したとおり、軽量鉄骨2階建て1棟6世帯分です。給排水は公共上下水道を利用し、雨水は敷地東側の市道側溝へ接続放流、建物の周りは市道と申請人の農地や宅地ということで、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番お願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。2番の案件について説明いたします。

場所はですね、伊倉の高台のところでございますが、今、いだてんであっておりますが、いだてんの本家の用地でございますが、今、畑が休耕地になっておりまして、面積としてはですね、2,696㎡という広さで、そのうちですね、周りが竹で覆われておりまして、その竹もその所有地でございますが、その竹が太陽光にちょっとかかるということで、一応858㎡が結局影響を受けるということでございます。それで、実質の面積が2,464㎡ということでございます。

申請人の内容としましては、ただいま無職で年金生活ということでございまして、

農地の管理もなかなか難しいということで、太陽光の太陽光発電業者の仲介を得て、所有地に太陽光を設立するという要請でございます。

南側がですね、その孟宗竹が生い茂っております、西側のほうに一応こっちは竹林がありますが、ちょっと低めでございますので、西側と南側をちょっと外したところの部分で、パネル360枚ほどの太陽光を設置するということでございます。太陽光でありますので、一応生活雑排はございません。雨水についてはですね、自然浸透ということでございますが、オーバーフロー分をですね、敷地内の真ん中というか、中央部分よりかちょっと外れたところにですね、集水枡を作って、その集水枡から直接地下浸透というような方法をとるというようなことでございます。パネルの下はですね、草のですね、短い草が生えるシートというのがあるそうですので、それを全面的に張ったうえで太陽光をつけるそうでございます。従来の砂利とかそういうあれじゃないので、一応草とかなんとかの処理もないということでございますので、周りの農地には影響はないということでございますので、現地調査の結果、許可相当と思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第28号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第28号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。5ページをお願いします。

議第29号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が河崎の田460㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田540㎡外2筆、計955㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が築地の畑285㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請物件が築地の田82㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が山田の畑2,401㎡で、転用目的は建売住宅6戸及び取付道路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

6番、申請物件が滑石の田400㎡外2筆、計1,674㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第16号11番と関連しております。

7番、申請物件が北牟田の田1,029㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いいたします。

8番、申請物件が伊倉南方の畑105㎡で、転用目的は通路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が片諏訪の田498㎡で、転用目的は建売住宅2戸及び公衆用道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が大倉の畑863㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。報告第16号16番と関連しております。

11番、申請物件が大倉の畑1,639㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8ページをお願いします。

12番、申請物件が玉名の畑75㎡外1筆、計105㎡で、転用目的は個人住宅

です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

13番、申請物件が石貫の畑120㎡外1筆、計498㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が三ツ川の畑317㎡外3筆、計1,766㎡で、転用目的は植林です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が岱明町下前原の畑499㎡で、転用目的は個人住宅です。上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第16号17番と関連しております。

9ページをお願いいたします。

16番、申請物件が岱明町西照寺の畑345㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

17番、申請物件が岱明町上の畑1,166㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第16号15番と関連しております。

以上17件、合計14,370㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。受付番号1番より、順次委員の説明をお願いいたしますけれども、続けての説明の場合は、そのまま続けて説明をお願いいたします。

1番からどうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明いたします。

場所は玉名市河崎です。現在、妻と子ども2人の4人家族で玉名市にある両親の自宅に同居しており、子供の成長とともに現在の住まいが手狭に感じられるようになり、将来のことを見据えて住宅の建築を考えるようになり、譲渡人の所有する申請地に建築することになりました。転用目的は個人住宅、転用面積は460㎡、建築面積は175.55㎡で、木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、給水計画は市営水道、

生活雑排水及び雨水は、東側公共下水道に排出、雨水は地下浸透により処理し、処理しきれない分に関しては、溜め枡により濾過のうえ東側道路側溝に排出することです。申請地は、道路よりちょっと低いために、北側、西側にL型擁壁を設置し、60cmほどの盛土を行い、土砂の流出を防ぐそうです。南側は法面で行うと。駐車スペースは65.05㎡、2台分。現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

2番の案件についても説明します。

場所は六田です。転用目的は共同住宅建築のため、転用面積は955㎡、建築建物は構造住宅2棟12世帯分、木造2階建て、建築面積は352.49㎡です。駐車場は19台分、給水計画は市営水道、生活雑排水及び汚水は東側外接下水道に排出、雨水は集中し、北側市道側溝に放流することです。転用地は道路よりちょっと低いために周りをブロックで囲み、30cmほど盛土を行う。北・東・西側は道路で囲まれており、南側は住宅で土砂の流出はありません。現地調査の結果、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番お願いいたします。

○3番（赤松繁之君） はい、3番、赤松です。3、4、5の説明をいたします。

まず3番の案件について。

申請人は介護老人ホームを運営し、職員や入所者家族の駐車場利用のための申請です。場所は築山小学校から西南西に300mぐらいのところで、造成工事はなく、整地し採石を敷き込みます。駐車場ですので給排水は関係なく、雨水は自然浸透です。駐車場は12台分、北と南は道路で、西と東は宅地で、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、4番の案件について。

申請人は、現在宅地化の進む一画に農地を所有し、道路がなく、草刈りや起耕ができずに、居宅への害虫被害や灌漑、接続通路を造るための申請で、場所は築山小学校の南側150mぐらいのところで、北側は宅地、西側は市道、東側は申請人の所有地、南側は農地です。申請地が少し低く、周りと同じ高さに盛土をして、採石を敷いて通路として利用するそうです。給排水はなく、雨水は自然浸透で、農地への進入路なので、問題なく現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、5番です。

申請人は、宅地建物取引業を営んでいて、今回、建売分譲地6区画の取付道路用地の申請です。場所は糠峰団地東隣です。造成は周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂の流出を防ぐそうです。南側市道より6mの取付道路を造り、両側に側溝

を付設し、雨水を市道側溝へ接続放流、道路中央部に上下水道管を埋設し、各個人宅へ接続利用、建物は木造瓦葺きの平屋建て、 104.54m^2 3棟と 108.79m^2 と 110.34m^2 と 116.75m^2 、各1棟ずつの合計6棟です。南側は市道と公園、西側は道路、北側は段上がりの桃畑で、ほかは宅地で、第3種農地でもあり、この地も休耕地であり、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番お願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。案件6。

譲渡人は、3名の共有名義で、譲受人は福岡県の人です。転用目的は、太陽光発電施設です。造成、給水はありません。雨水は自然浸透です。

何も問題ないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、7番お願いいたします。

○4番（竹下宏介君） 4番、竹下です。7番の案件について。

申請地は、住宅化に移行している中であって、西側は工場に接し、東側は住宅、北側は市道、南側は農地となっていますが、境にはコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ処理も行われます。営農状況には支障はないものと思われまます。雨水については自然浸透となっています。工事についても周辺農地に被害をおよぼさない事業計画となっています。

現地調査の結果、本件は許可相当と判断します。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番お願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番の浦谷です。8番、9番について説明いたします。

8番の案件について、場所は伊倉南方で、5月に一応申請がなされまして、その申請地から更に奥のほうの農地を 105m^2 を取得して、その先の宅地と雑種地を取得。その先に申請地の資材置場がありまして、そこまで一直線で私有の通路を設置するということで、この畑の買い入れという形で申請が出ております。内容としては、ただ通路ということでございますので、雨水とか排水についても何ら問題はないということで、現地調査の結果、申請地に何ら問題はないということで、許可相当と感じましたので報告いたします。

それから、9番の案件について説明いたします。

9番の案件は、伊倉の片諏訪というところで、一応住宅がありまして、この住宅の所有者がですね、2人とも親がもう他界されて、兄弟と息子さんたちが結局遠方におられて、こっちにもう住まないということで、売買をするということでござい

ました。それで、その所有されている宅地だけではちょっと面積が狭すぎるということで、すぐ西側に498㎡の農地がありますので、そこを一緒に買い受けたうえで、2戸の宅地造成をして建設をするというような案件でございます。

西側に市道がありまして、そこに側溝が一応通っております。雑排水については合併浄化槽で処理をして、その側溝へ流すということでございます。また雨水についても一応自然浸透で、残りを枡に溜めて、それから側溝のほうに合流するというところでございます。東側、西側が水田でありまして、そちらのほうは土砂の流出がないようにブロックを設置するというところでございます。ここは小学校も商店街もあるというところで、一番便利がいいということで、ここに住宅を建てるということでございますので、許可相当ということで判断いたしました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、10番お願いいたします。

○推5番（小山勝男君） 5番推進委員、小山です。10番の案件と11番の案件を続けて申し上げます。

申請人は、太陽光発電設備の仲介並びに代行業者を行うものであります。本件土地は南側に鉄道が通っており、隣接して建物は建っていないことや、隣接地にも太陽光施設があり、予定する集光は有効であるためです。

事業内容はですね、863㎡でパネルが176枚、下はシートを敷かれるそうです。給水の予定はありません。排水、汚水、生活雑排水は、発生が予定していないで、雨水は基本的に自然浸透はさせるが、オーバーフローの分は敷地内に浸透枡を設置し、処理をします。造成中の被害防除は、注意をしてほかに発生した場合は、申請人が責任を持ってしっかりと管理をするということです。北側、東側の一部が農地、土盛りや傾斜をつけて雨水の流出を防ぎます。南側は申請人に家族所有の雑種地、今回申し込み地と、主に太陽光発電を計画しているそうです。西側には登記簿上農地があり、太陽光発電が設置済みです。許可相当と考えております。

続きまして11番、場所は大倉になります。申請人は太陽光発電の仲介及び代行業者を行うものです。今回の土地は、周辺に複数の太陽光施設があり、また、隣接地上の高架線が通っていることもあり、光になりにくい高い建設物が建ちにくい場所です。計画概要が1,639㎡パネル310枚です。下は浸透を張るそうです。給水の予定はありません。排水、汚水、生活雑排水は、発生は想定していません。雨水は基本的に管理地内で自然浸透をさせる。オーバーフロー分は南側既存道路に接続する予定です。

造成中被害防除、土盛りを行い流出を防ぐ。ほかに発生した場合は、申請人においてしっかりと対応するそうです。西側に農地があり、土盛り、傾斜をつけて雨水

の流出を防ぐ。東側、北側は道路です。南側には道路を挟んで山林です。ほかに発生した場合は、申請人においてしっかりと対応するそうです。

以上、検討をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番、岡村です。12番の件で説明いたします。

12番は個人住宅ということで、今、譲受人は菊陽に住んでおります。自分が生まれた地元に家を建てたいということで、今度の件があがりました。個人住宅で木造平屋建てでございますので、排水関係は東側の市道に下水道が通っておりますので、そこに流します。周りはブロックで囲んで土砂の流出はございません。北側の家は私道路がありまして、西と南側は畑でございます。畑といっても荒れております。何ら工事関係には問題はありません。雨水は市道と宅地の間に側溝がありまして、その側溝というのは、危ないところを通っておる1m50cmぐらいの側溝でございますので、そこに排水は流しますので、何ら問題はないと思いますので、許可相当と思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番、お願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 9番の澤村です。13番の案件について説明します。

申請地は玉名市石貫上竹小畑で、新幹線架橋の下、南側です。譲受人は今現在、福岡市に住んでおられていて、来年3月に玉名へ帰るので、それまでに申請地を取得して、平屋の住宅を新築する計画だそうです。また、両親も申請地の近くに住んでおられますので、この土地を選定したそうです。給水方法は市の水道から、また雨水は申請地の東側の側溝へ自然放流、生活雑排水は合併浄化槽を通し、東側の側溝へ放流とのことです。また、土砂流出に備えて、隣接農地との間にブロックで配慮するそうです。

何の問題もないと思います。以上のことから許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番、お願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員9番の橘です。案件14番について説明をいたします。

申請地の場所はですね、県道4号線から北東へ約2、300m上がった高台にある申請人の宅地の北側の畑です。転用目的は植林です。ここはですね、イノシシが出没してですね、作物を作っても収穫は望めず、また土地便利もですね、良いところではありません。耕作地としてはですね、不向きなところです。

所有者はお二方いらっしゃいますけれども、1人はですね、福岡在住で高齢だそうです。もう一人の方は近所に住んでおられますけれども、会社勤めでここにですね、何年も耕作しておられずですね、また今後も耕作する意欲は全くなく、管理もできないということですね、申請人はシイタケのことをですね、近隣の方から聞かされて、この休耕地を活用し、原木となるクヌギの苗をですね、植栽して、シイタケ栽培や原木の販売をしたいということでこの申請となったものです。

クヌギの木はですね、2.5mから3m間隔で植林してですね、4、5年で最初の伐採をします。それから芽が出たやつはですね、非常に勢いがいいということで、5年ごとにですね、伐採し、シイタケの栽培用、そして原木として販売する予定だそうです。また植林したあとはですね、下草を刈るぐらいですね、ほとんど管理も手はかからないということです。植林ですのでですね、給水設備は不要です。生活雑排水も発生はいたしません。雨水もですね、造成等はしないためにですね、現状どおりで自然浸透ということです。周囲の状況はですね、ほとんどが山林ですね、西側に一部畑がありますけれども、高台ですのでですね、法面が非常に大きくてですね、その下には坂道もありますので、日照等の被害はないものと思われます。もしものときが発生したような場合はですね、申請人が適切に対処するということですので、本件について許可相当と判断をいたしました。

以上、案件14番についての説明を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、15番お願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。15番の案件を説明します。

場所は、元の208号線から南へ5、600mぐらい入ったところです。入り口には現在アパートを建てているところの横を南へ入ったところです。譲受人は現在、長洲町に家族と一緒に住まいですが、子どもの成長のため家が手狭になり、将来を考えて個人住宅を計画されたものです。

申請地は、実家の父親の名義の土地で、499㎡を分筆して譲り受けられたものです。木造合金メッキ鋼板葺きを計画され、2台分の駐車場、それに子どもの遊び場や庭を計画されています。西側には他人の土地がありますので、境界にはブロックを3段ぐらい接ぐらしく、北は市道、南と東も父親の土地になっているので、今のところブロックなど考えていないそうです。また、申請地は平屋の土地なので、造成などは考えていないそうです。

土地の排水計画としては市の上水道。生活雑排水、汚水は市の水道に接続することです。雨水は地下浸透で処理し、処理しきれない分は道路側溝に放流するそうです。被害防除計画としては、完成後も近所近辺に、また農地等に悪影響がみら

れるということがあれば、対応者として責任を持って補償するし、特に安全の方策を講じますとのことです。何も心配はなく、許可相当と思いました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。ただいま15番について説明をいただきました。

16番、お願いいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。16番と17番、引き続き説明いたします。

16番の件に関しては、場所は208号線から南側へ200m入ったところで、西照寺公民館があります。それを左手にまた200mぐらい入ったところの場所です。貸借関係は親子ということで、現在、同居をされて子どもさんたち、孫と三世代住んでおられ手狭になった関係で、すぐ横の隣接地に父親の土地を借りて、個人住宅を建設するということです。ちょっと高台にありますので、少し土を取り除き家を建てるということで、周りにはですね、町道が南側と西側に設置されております。そこには、南側のほうはブロックを3段ぐらい、西側のほうは土羽ということでございます。もうすぐ横が道路ということでですね、その点は問題ないと思います。

また、建物が建ったあとの道路がある関係で、西側のほうは2m、道路中央付近から2mぐらい差し引いたところまで建設ということが決まっているそうなので、相続するということです。それから雑排水、上下水道が市の上下水道につながるということで、問題ないと思います。それから雨水については、南側の道路側溝へ、一応溜め枡を作ったあと流すということで、問題ないと判断いたします。

続きまして、17番の件に関して説明します。

17番の場所は、睦合区入口付近の町道北側です。道路に面している大体2mから3mの高さになるところに太陽光発電設置ということで、目的が分かれるということです。給水ないし雨水は、浸透溜め枡を設置して、道路側溝へ流すということで、特別問題はないと判断します。問題が発生した場合は、双方ともに会社と個人のほうで対処するというので、特別双方ともに問題なしと判断します。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、16番、17番について説明をいただきました。

委員の説明が終わりましたので、何か皆さん、御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、水本委員、どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。12番の案件についてちょっと聞きたいんですけど。

○議長（永田知博君） 12番ですか。

○推1番（水本信之君） はい。面積は、ここは平屋ですよ。

○推8番（岡村栄一君） 12番はですね、前のほうは半分は宅地申請で宅地になっとつとです。奥のほうが畑です。全部合わせて347㎡になります。

○推1番（水本信之君） 建築面積が105.47㎡だったけんですね、平屋でどんな家かなと思うて。すみません。

○議長（永田知博君） はい、わかりました。はい、松本委員どうぞ。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番の松本です。

ちょっと事務方のほうにお聞きしたい。私が忘れとるかもしれなので、確認のために。この転用面積の規定というか、個人住宅は500㎡未満な、転用面積が。ただ、この共同住宅、建売住宅と注文住宅であるばってん、これの転用面積の規定というのは何平米までいいのか、ちょっと聞いたと思うばってん、忘れたけん確認のためにお聞きします。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。今の松本推進委員の質問にお答えいたします。

転用にかかる面積の上限というのが、今の話では共同住宅あたりはどうなっているのかということですが、まずこれは県の運用のほうでですね、決まっているものでございますけれども、今、お話があったとおり、一般の個人住宅であれば、概ね500㎡以内、概ねというのが10%増しで550㎡まで認められております。農家住宅であれば概ね1,000㎡、1,100㎡まで認められております。

お尋ねの共同住宅に関しての面積の上限なんですけれども、これは面積はどれだけというのは規定はございません。共同住宅も建築面積いろいろあります。何世帯分だとかありますし、棟数もいろいろな、2棟のものもあるし3棟のものもあります。面積がどれだけというのはないんですけれども、申請書にですね、土地利用計画、配置計画図あたりを付けていただきまして、世帯数であったり、駐車場の台数とかも出てくるかと思しますので、そういうのを勘案しながらですね、おかしくない面積ということで判断をしていただくということになります。

○推3番（松本恒幸君） それとですね、ここに共同住宅2棟て書いてあるたい。それと下のほうには建売住宅6棟分、その由来は単に6棟だったら2,400㎡でいいの、その規定がようわからんとたいね。共同住宅は2棟て書いてあつたい。これは955㎡転用面積を申請してあつとですね。下の建売住宅6棟て書いてあります。これが2,400㎡転用が申請されとるわけたい。これが上限がなかつたなら、なら2棟でもよ、3,000㎡あれば3,000㎡転用が申請して許可でくつとかな

と。

○参事（松倉 司君） 建売住宅6棟の内容をですね、1区画のそれぞれの面積がでますので、それぞれがさっき言った個人住宅の500㎡以内であることというのは、ちゃんとチェックしてあります。

○推3番（松本恒幸君） なら500㎡あるけん、6棟分で3,000近くなるかいた。

○参事（松倉 司君） そこまでは、一般的に認められるという分と、あと、それと今回も出ておりますし、通路部分もございますので、そういう面積、おかしくないように面積といいますか、申請であるならば認められると思います。

○推3番（松本恒幸君） なら、通常上限はないということね。そう解釈していいのかな。

○参事（松倉 司君） 個人住宅1戸とか、農家住宅1戸というのはわかりやすいんですけども、こういう複数ある場合はですね。土地利用計画がおかしくない範囲ならばですね、問題ないと思います。

○推3番（松本恒幸君） 許可の話ばってん、マンションなんかになったらまた違うわけたいな。

○参事（松倉 司君） マンションも建築面積は上にいくと思いますので、そんなには要らないかもしれない。ただし、その入ってる世帯によって駐車場がどれだけ必要なのかということで、そういうので勘案しながら見ていく次第でございます。

○推3番（松本恒幸君） なら、結局そういうやつもこういうやつも上限はないわけたいね、規定としては。

○参事（松倉 司君） 数字としてはあるものではございません。

○推3番（松本恒幸君） 県のほうはね。はい、わかりました。

○議長（永田知博君） はい、ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 今回も非常に太陽光の申請が多かったですね。これ今からもっと増えるかもしれん。売電が安くなって終わるかもしれん、その先はわからんですね。今、田とか畑に申請をしてあるとです。

天水の場合は、皆さんもご存じのごつ、ほとんど段々畑ですよね。段々畑に仮に太陽光をはめるていうと、このあいだ平野君が縷々説明をしたわけですよ。ちゃんと排水ばせんと危ないですよ。その点は何か規定ば作りますか。それとも、そこば現地ば見に行った者で許可ばするかせんか判断するわけですか。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局の小山です。

前回、総会時に御質問、御指摘があったんですけど、今の現状で規定は定められてないんですけど、その都度、現地調査の際に、施工事業者さんに、そこは本当に

縛りはないんですけど、そこの対処をですね、念を押してお願いするという状況で、前回と同じ答えになって申し訳ないんですけど、以上でございます。

○推 18 番（坂本 修君） なかなか申請ばするときは、みんなあとば面倒みるよとね、言われるっとは本当ですよ。最初からあたどんごつな知らんよなんていうのは許可以前の問題。だけんそこらへんば僕は、今は見る人が目で違うと。平野君と俺と見たって違うと。だけん昔、各町村のときは、いろんな条例じゃなかけど決まりがあつたんです。やっぱり太陽光あたりも今から先どんななるかわからんけど、やっぱり段々畑に造る場合は、やっぱりこれぐらいの規定ばつくったほうが、判断しやすはなかろうかなと。あんまり規定規定て言うとかましゅなるけんいかんばってん。ばってん天水で石垣なんて、今、間知ブロックで接いどつとこなんかなかですよ。大水がきたらすぐ潰るっですよ。太陽光ば恐らくはめんと思うけど、今から先どがんなるかわからんけん、はむるごん・なったとき、崖崩れは当たり前だと思います。だけん、このあいだ平野君がいくつか質問ばして、自分の意見ば言いなつたけど、ああ、よかこつねて、何かそのあたりの規定とまでは言わんけど、縛りが何かあるならねと、判断しやすかねと思つてます。これは僕の意見です。すみません。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

今の意見ですけれども、やっぱり縛りというのはそういうふうで決定してるのはないんですけども、やっぱり現地調査をされるので、その時点ですでね、大体雨水の場合はどれだけでどういうふうに流れるとか、それは雨量によってまた変わりはしますけれども、その辺を責任持ってやっぱり見ていただくのが現地調査だと思うわけですかね。それで、やっぱり想定外という言葉もありますけども、そういう場合、雨水の流れ具合によっては甚大な被害を受けるかもわからんけども、その辺考慮して判断していただくのが現地調査だろうと思うからですね、責任持ってひとつよろしくお願いしときます。

○推 18 番（坂本 修君） 責任は持ってしよるかと思うけど、なかなかこれは、俺も日本人だけん。規定があつとそれにはめるばってん、日本人ていうのは規定がなかなかなかはまらんじゃなかですか。平地に太陽光ばすんなら、排水とか横の側溝に流しますでよかばってん、段々畑の場合はすぐ崩れるけんですね。

御存じのごと天水は昔、鉄砲水が出て死者まで出とつとこっだけんですね。とうとう喧しくなつて業者がせんなんていう業者もあるもん、多分。だけん、その辺は現地ば確認した者でということですね。

○議長（永田知博君） よろしくお願いしときます。

○推 10 番（栗田 稔君） 今の太陽光に関連してですが、最近土地が安いもんで、業者がですね、どんどんそっちのほうから、平均で今幾らですかね、14円ぐらいじ

やないですか。それで計算ができるのかなあと言いながらも業者のほうが入ってきて、仲買ですかね、いわばそういった形で道路に面した道路とか、里道に関して、引き込めずギリギリに建てたりしてですね、柵を持ってきたりして、苦情が何件か自分のところには出ております。そういった面に関してでもですね、業者にそのときそこを利用する人たちの確認というのが取れてなかったみたいですね、苦情がきてます。家を建てるにしろ何にしろ、奥のほうの田畑、そういったものも考えたうえで、やっぱり農業委員会として確認しながら許可を出すという方法をとらんと、もう安い土地買って、その敷地はその個人のところになりますのでね、そういうところを全体的に見受けられるのがそういったところ、勘づいたところ。特別付随してちょっとお話を入れただけの話であってですね、考えてもらいたいと思います。

○推 18 番（坂本 修君） やっぱり初めてだけん気がつかんですもんね。

○議長（永田知博君） はい、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、採決に移ります。

議第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第 29 号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第 30 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

失礼しますけども、説明中は私語をお慎みいただきたいと思います。よろしくお願ひします。それでは局長、お願ひします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。10 ページをお願いいたします。

議第 30 号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年 7 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

11 ページから 12 ページの総括表、13 ページから 15 ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は所有権移転が 4 件 9,617 m²、利用権設定が 21 件 71,028 m²、合計 25 件の 80,645 m²の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。この件について御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第30号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

異議がないものと認め、議第30号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

4. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第16号、第17号、第18号及び第19号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いいたします。

報告第16号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、16ページから20ページの18件、合計45,676㎡の解約通知を受理しております。

21ページをお願いいたします。

報告第17号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

22ページをお願いします。

報告第18号許可申請の取下げについて。下記のとおり許可申請後に取下げの届けがあったので報告します。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、令和元年6月7日に農地法第3条所有権移転許可申請された物件1,360㎡について、記載されている理由により申請の取下げを受理しております。

23ページをお願いいたします。

報告第19号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和元年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回1件、令和元年6月5日に農地法第3条所有権移転許可された物件2,75

8㎡について、記載されている理由により届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の報告が終わりました。皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） それでは、その他に移ります。

何か。

○推19番（平野秀正君） 推進委員19番、平野です。私、年金の推進委員をしまして、部落、町のほうをですね、農業者年金のほうの加入はどうでしょうかてまわるとですね、若いお父さんからはですね、「年金も加たろごたるばってんですね、それより嫁ばどがんかしてくれんか」と、もうちょっと年配のお父さん方よりも、うちの孫ん事、年金のごたつとはどがんでんよかけん嫁ば探してくれて。会長からもそういう話が出ましたし、また鹿児島に行ったときもですね、宴会の席でも、もうどなたか忘れたんですけどね、昔はですね、物好きでいうと失礼ですばってんおじいちゃん、おばあちゃんがおりました。そういう話も宴会のときも出たつは覚えとつとですよ。やっぱり、実際にするけど難しか話と思うんですけども、どこかにめぐり会うチャンスとか、そこまでぐらいただたら何とかならないかというのをですね、これがやっぱり一番大事なのは、畑を集約する能書きよりやっぱり後継ぎの息子がいるのに嫁がないと。これはつぶれるのはわかってます。だから、難しい話でありますけども、皆さんも力を合わせて、何か少しでも進めてもらえたらですね、農家さん自体喜ぶんじゃないかと思いますので、すみません。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

今の平野委員の説明にありましたけども、この前私もお願いしたですたいね。そのあとですね、有明広域行政事務組合で婚活はやつとるそうです。今、2,000名ぐらい登録しとるらしいです。それで私もその独身の男性に、こうやってありよるそうだけん、申し込みばしとかんかて言うたら、とつくの昔申し込みしとるばいた。それで、いろんなイベント見たいなやつはやりよるらしい。ただの申し込みだけじゃないし。それで、なんかそういうのをしてみてください。どこに御縁があるかわからんからですね。

○18番（堀田昌子君） すみません、女性の立場から言うとですね、農家の男性も人生のパートナーを選ぶというような観点で相手の方を見つけてほしいんです。農業の手というですかね、もちろん嫁さんと一緒に仕事をしたいというのはわかりますけれども、今は女性の人たちも自分の職業を持ってしてるからですね。どうしても手が欲しいというような観点からではなく、いろいろ聞いてみると、自分のところは手は雇ってするから、ちょっと人生のパートナーとして、いろんな職業のほうからでも見つけ、年寄りの人は、一緒に農業ばせにやどがんするかいていというような感じの人もいると思うけども、職業をいろんなことを選ばないで、職業を持った人の欄から一応見つけるようにすればいいんじゃないかなあとと思います。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

今、堀田委員のほうから早速言われましたけど、いろんなやっぱり家庭の事情とか、やっぱり若い女性は今、仕事を持っとれば、やっぱりそっちを優先したい。辞めて農業に従事は難しい点もありますので、それで、お互いにやっぱりそういう情報もひとつお願いしときます。そういうことでよろしくお願いします。

それでは、お知らせがあるそうです。お願いします。

○主事（村上寛子君） お疲れさまです。事務局の村上です。

配布書類のお知らせのほうにも書いていたんですけども、熊本県農地利用最適化推進大会が今年も8月29日に熊本県立劇場で開催されますので、一応例年どおりバスで乗り合わせて向かおうと思いますので、出欠等につきましても詳細ができましたらまた連絡しますので、そのときはよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） はい、それでは、また改めて御案内はあるかと思えますけれども、なるべく全員参加でよろしくお願いしときます。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） それでは、これをもちまして、令和元年第3回の農業委員会総会を閉会いたします。

長時間にわたりましてありがとうございました。お疲れさまでした。

-----○-----

閉 会 午後3時30分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年7月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 船津 和利

農 業 委 員 澤村 哲志